様式第一

研究開発事業計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名　　印

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第４条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（注）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

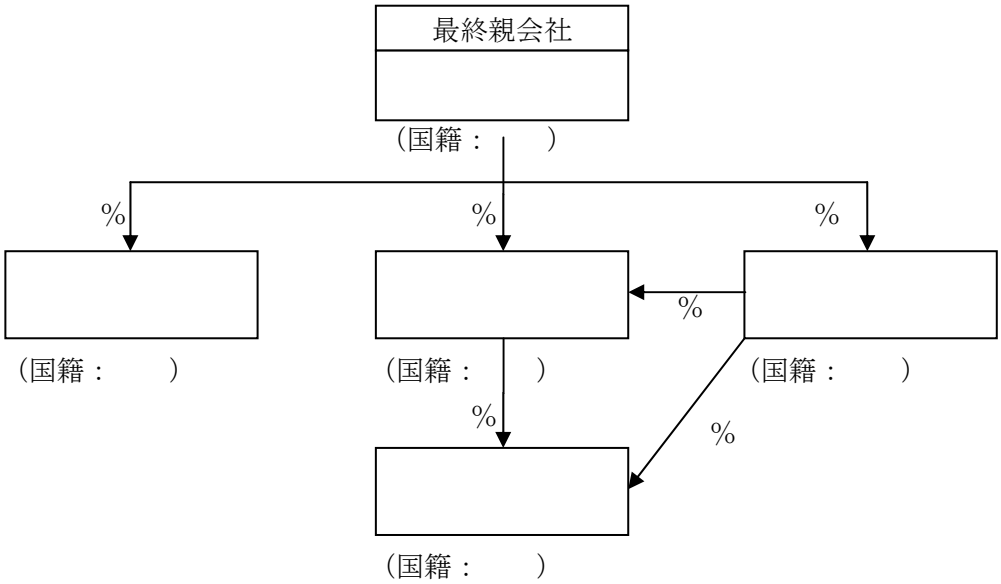
（別紙）

1　申請者の基本情報

（1）申請者の基本情報

①名称：
②住所：
③代表者名：
④電話番号：
⑤資本金：
⑥常時雇用する従業員の数：
⑦業種：

（2）申請者に関する出資関係図



（注）
1　申請者の子法人等（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行規則第一条に規定する法人）、申請者の総株主等の議決権の過半数を有する法人及び最終親会社について記載すること。
（※記載が困難である場合は、別紙で提出することも可能とする。）
2　研究開発事業の実施に伴い設立する予定の法人についても記載すること。
3　「国籍」には、その法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域を記載すること。

（３）（２）に記載の法人の基本情報（※研究開発事業を行う国内関係会社を除く。）

	基本事項	事業内容	常駐者有
1	①名称： ②国・地域： ③住所： ④代表者名： ⑤電話番号： ⑥資本金： ⑦従業員数： ⑧業種：		□ 固定施設有 □

（注）
1　以下の法人について記載すること。
　①申請者の子法人等（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行規則第一条に規定する法人）のうち、２法人以上
　（※記載した法人について、実体ある事業を行っていることを証する書類を添付すること。）
　②研究開発事業計画の認定等に関する命令第二条に規定する法人のうち、内国法人であるもの全て
　（※記載した法人について、既に我が国において研究開発事業を行っていないことを証する書類を添付すること。）
2　法人ごとに繰り返し欄を設けて記載すること。

（４）我が国以外の国又は地域における研究開発事業の実施に関する相当の実績

（注）
1　研究開発事業の内容（事業の詳細、成果、期間等）、実施した国又は地域について必ず記載すること。
2　内容を証する資料があれば添付すること。

２　研究開発事業計画の内容

（１）事業名
（２）研究開発事業の内容
□　法律の施行日（平成２４年１１月１日）以降に事業を行うことを決定した
（３）研究開発事業を行う国内関係会社の基本情報（見込み）
①名称： ②住所： ③代表者名： ④事業目的： ⑤資本金： ⑥決算月： ⑦法人設立登記時期：　　年　　月　（予定） ⑧法人設立等の形態： □　個人企業を法人組織とする法人でない □　国内企業の買収等により設立される法人でない
（４）当該研究開発事業の我が国での実施状況

国内の子法人等を含め、我が国で当該研究開発事業を行っていない	□

（５）研究開発事業の新規性、高度性等に関する事項
①新規性及び高度性 （注）従来にない特徴を有する技術又はそれを用いた製品やサービスを開発する事業であること等を記載すること。

②国内事業者との連携予定

（６）計画期間内の各年度における収支計画

（単位：百万円、人）

	初年度 （　年　月～ 　年　月）	第二年度 （　年　月～ 　年　月）	第三年度 （　年　月～ 　年　月）	第四年度 （　年　月～ 　年　月）	第五年度 （　年　月～ 　年　月）
売上					
支出					
うち研究開発費					
営業利益					

（注）研究開発費とは、「研究開発費等に係る会計基準」（平成十年企業会計審議会）における研究開発費に受託研究に係る費用を加えたものをいう。

（７）特例の適用の希望の有無

	法第８条 （外国為替及び外国貿易法による届出をした場合における期間の短縮）	□希望する　□希望しない
	法第９条第１項第１号 （中小企業投資育成株式会社法に基づく、資本金が３億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受等）	□希望する　□希望しない
	法第９条第１項第２号 （中小企業投資育成株式会社法に基づく、資本金が３億円を超える株式会社が資金調達のために発行する株式、新株予約権等の引受等）	□希望する　□希望しない
	法第１０条第１項 （特許料の軽減）	□希望する　□希望しない

	法第１０条第２項 （出願審査の請求の手数料の軽減）	□希望する　　□希望しない
（８）国内関係会社が行う研究開発事業以外の事業の有無		
	□有	□無
（９）在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化に係る同意の有無 ※国内関係会社で雇用する外国人について、法務省の行う在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化することを希望する場合にあっては研究開発事業計画の申請に係る書類を法務省へ回付することについて同意すること。		
	□有	□無
（１０）総合特別区域制度の活用に係る同意の有無 ※国内関係会社が、国際戦略総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する「国際戦略総合特別区域」をいう。）として同条に基づき内閣総理大臣の指定を受けた地方公共団体に所在することが見込まれる場合にあっては、研究開発事業計画の申請に係る書類を当該地方公共団体へ回付することについての同意の有無について必ず記載すること。		
	□有	□無

3　研究開発事業に常時使用する従業員の数等

（1）研究開発事業に常時使用する従業員に関する事項（見込み）

①研究開発事業に常時使用する従業員の数

（人）

	初年度 （　年　月～ 年　月）	第二年度 （　年　月～ 年　月）	第三年度 （　年　月～ 年　月）	第四年度 （　年　月～ 年　月）	第五年度 （　年　月～ 年　月）
従業員数					
従業員数のうち外国人の数					

②業務の人員体制図

※研究開発業務の実施体制が分かるような体制図を作成すること。

③上記②に記載した従業員のうち、主な者一覧

氏名	役職	研究分担	研究に関する経歴・専門性等

④グループ法人から受け入れる者

氏名	派遣する法人の名称、同法人での役職・主な役割	受け入れる法人での役職・主な役割	略歴	計画期間内における派遣期間

（注）グループ法人から受け入れる者が複数ある場合には、その者ごとに繰り返し欄を設けて記載すること。

（2）外国人の在留に係る管理体制

外国人を受け入れる場合、以下の事項について遵守し、外国人の在留に係る管理体制を整備すること 1 外国人従業員等の稼動状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況、国内関係会社の事業経営状況（外国人従業員等のリストを含む。））について、申請者は主務大臣へ1年に1回定期報告すること 2 外国人従業員等との契約内容の変更又は契約の終了（解雇を含む。）があったときは、申請者は速やかに主務大臣へ報告すること 3 外国人従業員等の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは、申請者は速やかに主務大臣へ報告すること 4 外国人従業員等との契約が終了（解雇を含む。）したときは、申請者は当該外国人従業員等を速やかに出国させること（当該外国人従業員等が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。） 5 申請者は外国人従業員等が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること	□

（3）雇用する外国人の在留資格（見込み）

外国人を雇用する場合、「投資・経営」「法律・会計業務」「研究（博士号取得、大卒後五年以上の研究経験又は十年以上の研究経験を有する者に限る。）」「人文知識・国際業務（博士号取得、大卒後五年以上の実務経験又は十年以上の実務経験を有する者に限る。）」「企業内転勤」「永住者」のいずれかの在留資格を持つ者であること	□

4　実施期間

平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

研究項目（サブテーマ）	実施時期（実施の始期と終期を矢印で記載）				
実施内容	初年度 （　年　月～ 年　月）	第二年度 （　年　月～ 年　月）	第三年度 （　年　月～ 年　月）	第四年度 （　年　月～ 年　月）	第五年度 （　年　月～ 年　月）

5　研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

調達方法 費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

（注）

1　「資金の借入れ」には、金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

2　研究開発事業を行うために必要な資金について中小企業投資育成株式会社による出資等を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載すること。